

生活保護基準の検証について

厚生労働省社会・援護局保護課

1	生活保護基準の検証について	2 p
2	生活扶助基準の水準について	3 p
3	生活扶助基準の体系について	5 p
4	地域差について	7 p
5	勤労控除について	8 p
6	その他の検討課題	10 p
	(参考) 各種統計調査の概要	11 p

1 生活保護基準の検証について

- 生活扶助基準については、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」（平成16年12月15日）において、「今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。」とされたところ。
- これを踏まえ、平成19年度には「生活扶助基準に関する検討会」において、平成16年全国消費実態調査等を用い、以下の項目について検証及び検討を行った。
 - ①水準の妥当性 ②体系の妥当性
 - ③地域差の妥当性 ④勤労控除等その他
- 今般、上記検討会における検証及び検討から約5年が経過し、平成21年全国消費実態調査の公表も行われたことから、改めて現行の生活扶助基準額の妥当性を検証するとともに、前回検証等において指摘のあった項目も含め、適正な生活保護基準の在り方について検討を行う。

(今後のスケジュール案)

平成23年11月～12月：平成21年全国消費実態調査等のデータを入手

平成23年12月～1月：上記データを検証に活用するため、特別集計を開始

平成24年1月～2月：特別集計の結果データに基づく検証等開始

平成24年 後 半 ：報告書のとりまとめ

※ 上記案はあくまで見込みであるため、作業の状況等によっては変更の可能性がある。

2 生活扶助基準の水準について

【論点】

- ① 現行の水準が一般低所得世帯の消費と比べて妥当なものとなっているか。
- ② 比較対象とする一般低所得世帯をどのように設定すべきか。
- ③ 消費による検証結果を補完するものとして、どのような検証方法が考えられるか。

(実行可能性や結果の妥当性に留意)

平成19年検証時の分析方法

○「夫婦子1人(有業者あり)世帯・「単身60歳以上」世帯(※1)について、年間収入階級第1/10分位の生活扶助相当支出額(※2)・生活扶助基準額を比較。【H16全国消費実態調査特別集計】

※1 単身世帯(60歳以上)の分位設定には、年間収入に「貯蓄残高-負債残高」/「平均余命」を加えた指標を用いた

※2 「生活扶助相当支出額」とは、消費支出額から家賃、医療等の生活扶助に相当しないものを除いたもの

平成19年検証時の分析方法

- 「夫婦子1人(有業者あり)」世帯・「単身60歳以上」世帯について、
 - ・平均及び第1／10分位の必需的な耐久消費財(※3)の普及率を比較。【H16全国消費実態調査特別集計】
 - ※3 原則普及率が70%を超える品目
 - ・平均及び第1／10分位の必需的な消費品目の購入頻度(※4)を比較。【H16家計調査特別集計】
 - ※4 調査世帯が当該項目を家計簿に1世帯当たり何回記入したか

【具体的にご議論いただきたいポイント】

- 平成19年検証では上記のような手法で検証を行ったが、今回も同様の手法を用いることについてどう考えるか。
 - ・年間収入の分位設定に貯蓄等の影響を加味する年齢層は60歳以上が適当か。
 - ・比較対象とする一般低所得世帯を年間収入階級第1／10分位とすることについて。
- 消費による検証を補完する方法についてどう考えるか。

3 生活扶助基準の体系について

【論点】

- ① 単身世帯や多人数世帯など世帯人員別や、稼働年齢層や高齢者など年齢階級別の基準額について、消費実態と比べて妥当なものとなっているか。
- ② 第1類費(個人的経費)と第2類費(世帯共通経費)の区分の在り方についてどう考えるか。

平成19年検証時の分析方法

- 被保護世帯の世帯人員別構成割合を検証。【被保護者全国一斉調査(基礎)】
- 世帯人員別にみた「生活扶助相当支出(※1)」・「生活扶助基準額」を比較。(第1類費相当支出・第2類費相当支出／第1類費・第2類費別)【H16全国消費実態調査特別集計】
 - ※1 「有業者有り世帯」の第1／5分位に属する世帯の平均額
- 年齢別にみた「単身世帯(20歳以上)」の「生活扶助相当支出額(※2)」・「生活扶助基準額」を比較。(第1類費相当支出・第2類費相当支出／第1類費・第2類費別)【H16全国消費実態調査特別集計】
 - ※2 「20～59歳における「年間収入」:第1～3／5分位の世帯」及び「60歳以上における「年間収入+(貯蓄残高-負債残高)／平均余命」:第1～3／5分位の世帯」を抽出して集計。

【具体的にご議論いただきたいポイント】

- 世帯人員や年齢の変化に応じた生活扶助基準額（第1類費・第2類費別）と世帯人員や年齢の変化に応じた一般低所得世帯の生活扶助相当支出額（第1類費相当支出額・第2類費相当支出額別）を比較し、それらの違いやスケールメリットの働きなどについてどう考えるか。
 - ・ 第1類費で栄養所要量を参考に年齢別の基準設定を行う妥当性について。
 - ・ 第2類費で一般低所得世帯の消費実態を参考に世帯人員別の基準設定を行う妥当性について。
- 生活扶助基準における第1類費・第2類費という区分についてどう考えるか。

【論点】

- 現行の級地間格差は、一般世帯の生活実態からみて妥当なものとなっているか。

平成19年検証時の分析方法

- 「2人以上全世帯(1人当たり)」の全収入階級、第1～3／5分位、第1／5分位について、級地別に、「生活扶助相当支出額」「生活扶助基準額」の指数及び回帰直線を比較。【H16全国消費実態調査特別集計】
- 「2人以上全世帯(1人当たり)」について、都市階級別(※)に、1人あたりの「消費支出額」「生活扶助相当支出額」の推移を比較。【S54、S59、H6、H16全国消費実態調査】
 - ※ 大都市:政令指定都市及び東京都区部、中都市:人口15万以上100万未満(大都市を除く)、小都市A:人口5万以上15万未満の市、小都市B:人口5万未満の市、町村

【具体的にご議論いただきたいポイント】

- 生活扶助基準の級地間格差と一般世帯の生活扶助相当支出額の級地間格差の傾向をどう考えるか。

【論点】

- ① 就労に伴っておよそどのくらいの就労関連経費が必要か。

平成19年検証時の分析方法

- 「単身有業世帯(60歳未満)」「夫婦子1人世帯(有業1人)」の各年間収入第1／5分位について、品目ごとに、「就労に関連する経費」(※)を検証。【H16全国消費実態調査特別集計】
 - ※ 「就労に関連する経費」とは、就労に伴う経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出して集計しているものであり、実際には、就労とは関係がない支出が含まれることがあること、また、むしろ家事上の支出と見るべきものも含まれることがあることに留意する必要がある。
- 「単身有業世帯(60歳未満)」「夫婦子1人世帯(有業1人)」の「就労に関連する経費」と就労収入との相関を検証。【H16全国消費実態調査特別集計】

【具体的にご議論いただきたいポイント】

- 保護受給者の就労関連経費についてどう考えるか。

【論点】

② 就労インセンティブを効果的に高めるためにはどのようなことが考えられるか。

【具体的にご議論いただきたいポイント】

- 保護受給者の手取り収入と就労行動の変化から見られる効果についてどう考えるか。
- 保護受給中に就労収入に対する勤労控除分を積み立て、保護脱却時に支給する仕組みについて自治体から意見があるが、どう考えるか。
- その他、控除額の設定とは別の観点で、採り入れるべき控除の仕組みとしてどのような方法が考えられるか。

- 特別需要に対応する各種加算制度の妥当性など、基準検証の議論の過程において、今後引き続き検討が必要であると考えられる事項の整理。
 - 冬季、夏季等といった季節的需要の有無について
 - 住宅扶助基準(特別基準)の水準について 等

(参考)各種統計調査の概要について

統計調査名	調査頻度 (直近)	目的	調査対象	主な調査事項	直近の調査時期
全国消費実態調査 (総務省)	5年おき (平成21年)	家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査。全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。	約57,000世帯 (うち単身は約4,400世帯)	<ul style="list-style-type: none"> ・収入 ・支出 ・主要耐久消費財等 ・貯蓄 ・借入金残高 ・世帯 ・住居 	<ul style="list-style-type: none"> ○2人以上世帯 平成21年9～11月 ○単身世帯 平成21年10・11月
家計調査 (総務省)	毎月 (平成22年)	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供する。	約9,000世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・収入 ・支出 ・購入頻度 ・貯蓄 ・負債現在高 ・世帯 ・住居 	—
全国物価統計調査 (総務省)	5年おき (平成19年)	商品の販売価格、サービス料金、店舗の業態や経営形態など価格決定に関する様々な要素を調査し、物価の店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を明らかにする。	小売店舗:約137,000 飲食店及びサービス事業所:約65,000 広域サービス企業:約2,200 ホテル・旅館:約400 ゴルフ場:約400	<ul style="list-style-type: none"> ・全国物価地域差指数(地域別、分類別) ・通信販売価格・料金(属性、地域) ・店舗価格・料金(属性、地域) 	平成19年11月
被保護者全国一斉調査 (厚労省)	毎年 (平成21年)	被保護世帯等の受給状況、実態、特に保護の決定状況、世帯員の状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎調査 全被保護世帯等(保護停止中等を除く。) ○個別調査 基礎調査の約10分の1 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎調査 世帯数、控除、年金、加算、保護の開廃等 ○個別調査 保護の決定状況、世帯員の状況等 	平成21年7月